

あいち宣言[a]

アーティスト草案（宣言の主体はあいちトリエンナーレとする。）

2019年10月8日

ReFreedom_Aichi

あいちトリエンナーレ・アーティスト有志

[目次]

はじめに

あいちトリエンナーレ 2019 の反省から

あいちプロトコル

おわりに

はじめに

あいちトリエンナーレは、2019年の苦渋に満ちた経験から学びとった教訓を活かし、あいち宣言・プロトコルを「表現の自由」を守り育て広げてゆく誓いとして、ここに宣言します。

『人はみな好奇心をもって生きています。みずから見て、聞いて、体験しようとする好奇心の活動をせき止めることはできません。なぜならそれは、すべての人間の知的活動、文化的活動、経済活動の根源だからです。差別的な喰わず嫌いを捨て去り、ときに抵抗や分断があれば、それを乗り越えるのが人間の文化であり、技術であり、知恵です。私たちは、あらゆるものを慈しむことができます。』

この好奇心の活発な活動を支えるのは、私たちすべての人間の見る権利、知る権利の尊重です。その権利が保障されることで、公正な比較や批判が生まれます。表現の自由を抑圧することは、これらの権利を侵害し、人々の意見や価値観の多様性をあらかじめ排除することにほかなりません。多様であることは、私たちの生存に欠かせません。表現の自由は、その命の水脈を守り、育て、豊かな文化を形づくり、世界的信用を確立するための基盤です。この「あいち宣言」はそのことを深く自覚し、今後のあいちトリエンナーレをはじめ、未来の国際芸術祭や展覧会のための指針とし、全力で守ることを誓います。』

あいちトリエンナーレ 2019 の反省から

あいちトリエンナーレ 2019 は、現在の日本が不寛容な社会であることを内外に示しました。「表現の不自由展・その後」によせられたテロ予告や脅迫そして「電凸」とよばれるインターネットによって媒介された無数の電話攻撃は、抗議行動を大きく逸脱した脅迫行為でした。展覧会の安全な運営を困難にし、市民が安心して鑑賞することを妨げ、展示は中止を余儀なくされました。偏った歴史認識と差別、そして暴力をとおした要求、また権力による表現への介入を許し、市民の活動を守ることができなかったのです。さまざまな情報、作品に接し、みずからそれを感じ、知り、考え、また対話し、議論するという自由な活動は、文化芸術基本法にも定められている市民が芸術を享受する権利として、最大限尊重されねばなりません。文化事業はテロに屈せず、また、安全安心を建前にした自己検閲への誘惑を、断ち切らなければなりません。

このような事態を受けて文化庁は、あいちトリエンナーレへの補助金を全額不交付とする決定を下しました。手続きの上の不備を理由に、展覧会の実現可能性や事業の継続性を適正に審査できなかったこと理由にあげています。このような不合理な決定は、文化事業への妨害が補助金の取消しを誘引すること、つまり国が暴力を追認するという、芸術文化の振興を果たすべき文化庁

においてはあるまじき判断です。日本の芸術文化にたいする公的支援のあり方を根本から揺るがし、文化行政がかかわる表現において、自主規制や萎縮を加速させる強い懸念があります。これは、愛知だけでなく日本の国際的な芸術祭についてはオリンピックや万博などを含む文化政策全体にたいする信頼を失墜させる重大な危機といえるでしょう。

愛知が豊かな文化を育み、世界のなかで芸術文化政策の信頼を取り戻すために、芸術祭や会場となった美術館における、自由を再び考え直さなければなりません。

芸術祭は、様々な展示や作品が自律して存在し、包摂されながら繋がっています。人種、国、民族、宗教、そしてジェンダーなど多様なアイデンティティ、そして政治性や社会批判など多角的なテーマを抱えます。公平性や中立性の名のもとに、まして偏向によって、表現が抑圧されてはなりません。他方、地域の人々や環境に配慮し、その風土や歴史を活かした芸術文化を育まねばなりません。

同様に、会場となる公立美術館の自律性もまた尊重されなければなりません。そのあり方の基本は、全国美術館会議の「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」に示されています。美術館は、自由な芸術を市民と共有するためのひらかれた場です。しかし、誰にとっても不快感なく配慮された公共サービスとは異なる性格も有しています。また美術館は、歴史を紡いでゆく作品や資料を収蔵保管し、後世へ伝えてゆく役割も果たしています。

もし芸術祭や美術館が、多様で、ときに鋭い批評性をはらむ表現をリスクとして社会から排除してしまえば、芸術の新しい創造力や実験に、市民が接する機会は損なわれてしまいます。むしろ公的資金により支援される芸術こそ、商業性を得にくい文化的、政治的、社会的なテーマを積極的に扱い、実験精神を養い、多様な文化芸術を発展させていくべきである、とすら言えるのです。

そうした芸術祭や美術館の自律性が確保されることによって、鑑賞者には、芸術の多様な価値観にみずから触れ、享受する権利が保障されます。芸術を、自分で体験し、知って、考える、万人の自由な活動は、豊かな創造性をとおして自分自身の考えを社会に表明するために欠かせないものです。他人に強要されることのない「自分の人生」や、民主主義社会の実現のために、断固たる決意で守らなければなりません。表現の自由と見る権利／知る権利を、いまあらためて重要なコンセプトとして社会に活かしていく必要があります。

このような反省にもとづいて、あいちトリエンナーレはこの「あいち宣言」において、以下のとおり「あいちプロトコル」という一つの行動規範という形で、「芸術の自由」と、「芸術の自由」に立脚した芸術に関わる人々の権利と責務について確認します。

「あいちプロトコル」

1. 「芸術の自由」

人々の互いの創造性によってたつ芸術には、「芸術の自由」があります。「芸術の自由」とは、文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる自由であり、「表現の自由」に支えられる芸術家およびそれを送り出す美術館、芸術祭およびこれらを構成する関係者が有する権利と、「知る権利」に支えられる鑑賞者、そして潜在的な鑑賞者となりえる現在または未来の市民が有する「芸術を享受する権利」を中心とした諸権利によって構成されています。このような「芸術の自由」は、日本の憲法には明示的な規定がありませんが、ドイツをはじめとした諸外国では表現の自由、報道の自由、学問の自由等と並べて、基本的人権として憲法に明記している例もあります。また、世界人権宣言や「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権規約A規約）」には、すべての人に自由に芸術を鑑賞したり、文化的生活に参加する権利があることを定めており、「芸術の自由」をこのような「文化権（文化的権利）」、ひいては「生存権」や「幸福追求権」といった憲法上の権利の一部として見ることも可能です。日本でも、文化芸術基本法において、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識しつつ、文化芸術活動を行う者

の自主性を最大限尊重しながら、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である旨、規定されています。

芸術とは、表現とその解釈において本来多義的なものです。その価値観はひとつに縛られず、地理的にも、時間的にも、実に様々な解釈を紡ぎだします。芸術を享受する者には、未来の他者をも含みます。芸術は、今の社会の価値観や常識で一意に判断し、規制や抑圧すべき対象ではなく、未来に残すための財産です。この芸術の価値を未来に向けて守っていくために、本プロトコルの冒頭で「芸術の自由」の重要性について、まず確認しておきます。

- 1：芸術家や美術館は、いかなる公権力による圧力からも、自由に芸術活動を行うことができ、その創造性・自主性は最大限尊重されなければならない。
- 2：展覧会主催者は、未来に責任を持ち、その作品を第三者の暴力から防ぐことを責務とする。
- 3：芸術への公的支援および助成は、支配を意味しない。またその受給は、服従を意味しない。

2. 「芸術家の権利と責務」

芸術家は、芸術文化をつくり出す一次的な当事者です。社会的にも経済的にも、自ら責任を追いながら、できる限り自由な表現をつくりだすことを目指します。しかしながら、芸術祭や美術館の展覧会においては、様々なリスクを考慮し、作品内容の規制・編集がなされることがあり、他方、その芸術表現の評価や批判については芸術家本人が負うことになるのです。そのような状況において、芸術家が自らの名誉を守り、現在の価値観や常識からも自由に表現するために、以下の権利と責務を認めます。

・芸術家の権利

- 1：芸術家には、自由な創作活動を行う権利がある。この権利には、芸術表現として認められる公正な範囲でのパロディ、オマージュなどの手法を行う権利も含まれる。
- 2：芸術家には、作品に著作者明記をすること等、著作権・著作者人格権は尊重される。
- 3：芸術家には、プランの作成にあたっては、主催者・学芸部門とも協議したうえで、芸術家の意思が最大限尊重されなければならない。
- 4：無断でプランや作品を修正・改変すること、意に反する修正・改変することは認められない。このような場合には、芸術家にはボイコットする権利、著作者明記をしないことを求める権利がある。
- 5：芸術家には、自身が参加する展覧会の内容や文脈について、事前に知る権利がある。
- 6：芸術家には、芸術祭や美術館など公的機関による展覧会において、制作予算および正当なアーティストフィーを受給する権利がある。

・芸術家の責務

- 1：芸術家は、鑑賞者の「見る権利／見たくない権利」や芸術表現がときに含み得る暴力性に十分に配慮し、その芸術表現により問題が生じた場合には適切なコミュニケーションを取る等の対応を行う責務がある。
- 2：芸術家は、作品の制作・展示等の創作活動において、鑑賞者その他市民の生命・身体・財産の安全性に最大限配慮する責務がある。
- 3：芸術家は、パロディ、オマージュなどの芸術表現が現行の著作権法と対立する場面があることに配慮したうえで、その著作物の利用が公正な範囲に留まるよう留意する責務がある。

3. 「鑑賞者および協力者の権利と責務」

文化芸術基本法でも保障されているように、市民には、芸術を享受し、さまざまな解釈や意見を

表明する自由な活動の権利があります。そうした機会を損なわないよう、芸術祭および美術館は市民に向けてひらかれなければなりません。

・鑑賞者等の権利

- 1：鑑賞者には、見て、聞いて、みずから体験する権利がある。また、思想信条や宗教信仰などの理由から、鑑賞者は「見ない」という選択も有する。
- 2：鑑賞者には知る権利がある。展覧会概要についても事前に知ることができる。
- 3：鑑賞者には展覧会について、主催者に議論を呼びかける自由がある。
- 4：鑑賞者には、多様な芸術を享受する権利がある。
- 5：差別や偏見などによって、人権を傷つける表現にたいして抗議する権利がある。

・鑑賞者等の責務

- 1：鑑賞におけるマナーを守り、また、展覧会にかかわる全ての人にたいして、人格否定や人権侵害また、いわゆるヘイトスピーチを行ってはならない。
- 2：鑑賞者は、来場した体験をとおして、意見や批判を述べるよう努める。

4. 「芸術監督およびキュレーターの権利と責務」

「芸術の自由」を守り育てるミッションを持つのは、芸術家だけではなく、芸術祭やその会場となる美術館で働く芸術監督やキュレーターなど学芸部門の者たちです。この自由を実現するため、彼らの人権を保障し、自律性を尊重しなければなりません。芸術祭が、多様な価値観を包摂する場として責務を果たすためには、その学芸部門に以下の権利が付されることが前提になります。

・芸術監督およびキュレーターの権利

- 1：芸術祭における学芸部門は、公権力による展示内容への圧力から、自由になる権利がある。
- 2：芸術監督およびキュレーターには、それぞれ主体的に企画を実践する「表現の自由」がある。キュレーションにおいて、出展作品の選択は、専門性にもとづいた文脈化であり、即座に検閲にはあたらない。
- 3：企画者である芸術監督およびキュレーターには、それぞれ組織から自立して、自らの企画内容について説明を行う権利がある。

・芸術監督およびキュレーターの責務

- 1：芸術監督は、みずからに付された強い権限を自覚し、学芸部門の統治や意思決定のプロセスを明確にして、公正なキュレーションのあり方を実現するよう努める。
- 2：芸術監督は、キュレーターなど異なる専門家と協働するさい、ファシリテーターを置くなどの組織的体制をとおして、互いの専門性を尊重し価値観の交換を促すよう努める。
- 3：学芸部門は、芸術祭を公共の場として、社会や文化や政治の複雑さや多様性、そして先端的なテーマを積極的に扱い、商業空間とは異なる独自の価値を創出するよう努める。また、展覧会プログラムのテーマによっては国籍や障害の有無、ジェンダーバランスなどに配慮する。
- 4：学芸部門は、キュレーションにおいて作品選択を行うさいに、その文脈化の意図や背景を芸術家に説明し、検閲や自主規制がひろがらないよう十分な協議をもって実践する責務がある。
- 5：学芸部門は、教育や、伝えることの重要性に鑑みて、鑑賞者に企画内容について説明を行う責務がある。また、組織の慣習で企画者の説明する責務を奪わないよう、とくに配慮が必要である。
- 6：学芸部門は、市民からの展示内容にかんする意見や批判に対しては、展示の変更・中止といった対処ではなく、「パブリック・フォーラム」として議論を喚起していく責務がある。
- 7：学芸部門は、必要に応じて外部の芸術分野専門家からなる第三者の検証や、危機管理の専門家の助言を受けることを責務とする。

5. 「カルチュラル・ワーカーの権利と責務」

芸術祭や美術館において「表現の自由」を運営として支えるのは、事務局、アシスタント、ミュージアムワーカー、インターンらです。現場の最前線で働くカルチュラル・ワーカーが、抗議に晒され、とくに人格否定や人権侵害によって、「表現の自由」という理念の犠牲者となることを防がなくてはなりません。顔や名前を晒すことを強要され、言葉の暴力に苦しむような状況を改善し、ひとりひとりの人権回復に努めます。

・カルチュラル・ワーカーの権利

- 1：カルチュラル・ワーカーには、人格や人権を「傷つけられない権利」がある。
- 2：カルチュラル・ワーカーには、展覧会の内容について事前に知る権利がある。問い合わせや抗議の対応にあたって、主催者および学芸部門は十分に必要な情報を事前に提供しなければならない。

・カルチュラル・ワーカーの責務

- 1：カルチュラル・ワーカーは、市民からの批判には向き合わなければならない。ただし、内容についての説明は学芸部門がその責任を負う。また、カルチュラル・ワーカーの人権を脅かす抗議行動は、その批判の範囲に含まれない。
- 2：展覧会的主催者は、カルチュラル・ワーカーと十分に運営の体制を整え、もし体制が不十分であれば、展覧会の会期中であってもその改善強化を怠ってはならない。
- 3：カルチュラル・ワーカーは芸術祭などの展覧会においては、地域の人々や環境に配慮し、その歴史や風土を活かした特色ある芸術文化および交流を育ててゆくよう努める。

6. 「国や地方自治体および文化行政組織、独立行政法人、指定管理者、アーツカウンシルの責務」

- 1：地方自治体も、文化芸術基本法に定める基本理念に則り、自主的かつ主体的に、その地域の特性に鑑み、本プロトコル記載の上記権利に最大限尊重する責務を有する。
- 2：国は、文化芸術基本法に定める基本理念に則り、地方自治体はその特性に鑑み自主的かつ主体的に定めた施策を最大限尊重する責務及び本プロトコル記載の上記権利に最大限配慮する責務を有する。
- 3：文化行政による補助金・助成金の審査および交付にあたっては、アームズレングス原則に鑑みて、公権力からの影響を無化するよう努め、アーツカウンシルなど専門家による第三者機関に委ねる。アーツカウンシルを初めとした文化行政組織、独立行政法人、および美術館の指定管理者は、表現内容への公権力による介入を許してはならず、また、表現内容についての公権力にたいする付度の誘惑を断ち切る。また、いったん採択した補助金・助成金について、表現内容を理由に、不交付または交付取消をすることは許されない。なお、その審査の手続きについては議事録などを残し、透明化をはかる責務がある。
- 4：主催者である行政は、脅迫やテロ予告等の犯罪行為に対しては、警察などの捜査機関と協力し、毅然とした対応をとる責務がある。また、捜査や警備を理由に、自主規制を行ってはならない。

おわりに

「表現の自由」は、人類にとって自然で普遍的な価値観のひとつとして、いかなる社会でも認められるべきものです。しかし、その範囲は国や地域や時代によって異なります。日本においては、日本国憲法第21条が制定された歴史的背景を重く噛み締め、この規範を一人一人が内面化してゆく必要があります。また、「表現の自由」は市民の不断の努力によって維持・更新・活性化するものですが、その努力なしには、形骸化する恐れが常にあります。他方で、「公共の福祉」についての議論も深めてゆかなければならないでしょう。つまり、表現の自由は人類の歴史とと

もにその範囲や限界が変化してきたのであり、それらを権力が一律に決めるべきものではありません。

「芸術の自由」は、芸術家の普遍的な「表現の自由」と、鑑賞者の芸術を享受する権利等の諸権利によって支えられていることはすでに述べたとおりです。しかし同時に、芸術家の自由な創造は、現在の「表現の自由」に挑戦し、それを逸脱することで、「表現の自由」の範囲をつぎへと更新し、普遍的な価値観へと育てる働きも担っています。「芸術の自由」は、法体系として織り上げられた「表現の自由」の、織り目を広げるようにして、法とは異なる美学によって世界を拡張するのです。芸術は、必ずしも品行方正ではなく、不快なもの、醜いもの、衝撃的なものをも含み、そして世界の常識をくつがえす創意に満ちています。このような芸術には現在の社会において「毒」とも評価できる要素が含まれますが、芸術家たちはそこに内在し得る暴力性を認識し、その責任を自ら背負い、あえて世に問うていきます。これが豊かに実現されるためには、作品が鑑賞者に自由に見られ、ときに厳しく問われることを通じて、芸術家の挑戦を社会にひらくことが必要です。この芸術をめぐる自由な環境を、美術館や芸術祭は尊重し、自主規制・検閲のない自律した芸術の場を発展させてゆくことを、世界中そして未来に向けて宣言します。